

実践記録

シリーズ

170

新学習指導要領に対応する研修プログラム

昭和45年に明治100年を記念する事業の一環として開設された当センターは、青少年が豊かな自然環境の中で、仲間との集団生活や研修活動を通じ、学校や家庭では得難い体験をするための社会教育施設として、多くの方から親しまれてきた。



親子で野外炊事

新学習指導要領の「特別活動」の「遠足・集団宿泊的行事」に「…一定期間（例えば1週間（5日間）程度）にわたって行うことが望まれる。」とあることから、いわゆる「長期宿泊体験活動」に対応する当センターならではのモデルプランを作成した。

まず、当センターの特徴は次の3点である。

1. 海（越前浜）が近い。
2. 登山（角田山、弥彦山）のプログラムを組むことができる。
3. 人間関係を豊にするグループ・ワークをプログラムの核に据えてある。

特に、間近な海と山を一度に体験できる社会教育施設は、全国的に見ても珍しい。その特徴を踏まえて、自然体験を中心としたモデルプランである。詳細については紙面の都合で割愛するが、当センターのホームページに掲載済みである。

次に、当センターの職員が行う「指導」は、県内他施設にはない長所がある。それは、研修生に対し

県立青少年研修センター 副参事 辻川 英夫

て職員が直接指導を担当することが可能である。例えば、日帰りなら、2つの活動を、1泊2日なら3つの活動を、2泊3日なら5つの活動を、職員が指導を引き受ける。これは、火を扱う活動や所外に出て安全面で注意が必要な活動について、状況を熟知している職員が対応し、安全に活動できるように配慮したものである。また同時に、引率者の負担軽減にもつながっている。宿泊体験が長期であればあるほど、この制度を活用することで、学校現場の負担軽減につながることになる。この負担軽減については、中央教育審議会答申の中に、体験活動を長期にわたって行う際の国や教育委員会が果たさなければならない役割として明記されたものもある。



キャンプファイヤー

平成24年度も100校以上の小・中・高等学校から既に予約を頂いている。研修の目的が達成できるよう、職員一丸となって支援体制を組んでおりますので、より多くの団体の利用をお待ちしています。

問い合わせ

県立青少年研修センター

〒953-0012

新潟市西蒲区越前浜5597-1

電話 0256-77-2111(代)